

地方自治特論 A

(地域政府再編論)

2017 年度春学期

第 1 回 (資料)

2017. 4. 13 (木)

第 3 時限 (13: 00~14: 30)

3 号館 811 室

片木 淳

katagi@waseda.jp (◎は@)

次回までに

(討論資料)

The Huffington Post UK 記事「スコットランド独立を問う住民投票、自治政府のステージョン首相が 2 度目の実施を要求へ」(2017 年 3 月 14 日)

(本講義資料の最後に掲載) を読んで、研究しておくこと。

<授業概要>

2層からなるわが国の「地域政府」構造の現状と問題点を、4層制が主流となっている欧米主要国と比較しながら考察し、わが国における今後の「地域政府」再編や自治体連携のあり方を論ずる。

府県合併論、道州制導入論等の過去の経緯、欧米各国におけるリージョナリズムの進展、さらには地方制度調査会等の答申を踏まえながら、わが国への道州制の導入の是非について考察する。その際、大阪都構想、ドイツにおける連邦制度改革、道州制特区法、「地域主権」改革による国の出先機関の廃止の動き等も視野に入れながら論議を進める。

また、「平成の大合併」について、政府の合併推進策、地方六団体の対応、合併反対の動き等を踏まえ、日独の比較も行いながら、市町村の適正規模と合併のメリット・デメリットについて検証を進め、平成の大合併の功罪を総括するとともに、「補完性の原理」に基づく近隣政府のあり方について論ずる。

以上により、基礎的自治体と広域自治体の二層からなるわが国の「地域政府」再編や自治体連携の今後の方向を展望する。

<授業の到達目標>

道州制・市町村合併・近隣政府など「地域政府」の再編や自治体連携について専門的知識を得るとともに、ディベートおよび政策形成・判断能力を培う。

<授業計画>

第1回：オリエンテーション（本講義の目的と概要）

本講義の目的と概要について説明する。

第2回：様々な道州制案と自治体連携

様々な道州制案の内容と特徴、問題点等ならびに自治体連携について論ずる。

第3回：道州制をめぐる経緯

道州制をめぐる経緯等について論ずる。

第4回：「特別自治市」構想と大阪都構想

「特別自治市」構想と大阪都構想の主張と論点等について論ずる。

第5回：関西広域連合等と国の出先機関の廃止

関西広域連合等と国の出先機関の廃止の動きと論点等について論ずる。

第6回：ドイツの連邦制

ドイツの連邦制の現状と課題について論ずる。

第7回：リージョナリズムの世界的潮流（1）

英仏伊西等の地域政府の再編について論ずる。

第8回：リージョナリズムの世界的潮流（2）

英仏伊西等の地域政府の再編について論ずる。

第9回：道州制の賛否両論

道州制の賛否両論、メリット・デメリット等について論ずる。

第10回：平成の大合併

平成の大合併、矢祭町の「合併しない宣言」等について論ずる。

第11回：市町村の最適規模

小規模市町村、地域自治区等について論ずる。

第12回：市町村合併と財政

平成の大合併の財政効果等について論ずる。

第13回：平成の大合併の功罪

市町村合併のメリット・デメリット等について論ずる。

第14回：近隣政府と地域自治組織

近隣政府、地域自治組織等について、諸外国の状況も踏まえて論ずる。

第15回：地域政府の再編と自治体連携

各国における地域政府の階層構造と数、日本の地域政府構造の在り方、自治体連携等について論ずる。

＜教科書＞

特になし。講義資料は、毎回、事前に用意するので、各自、これを十分吟味し、講義中の討論等に備えとともに、プリントアウトの上、持参すること。

＜参考文献＞

- ・ 片木淳（加除式）『地方行政キーワード』ぎょうせい、公共経営大学院9F図書室
- ・ 同上（2014）「ドイツにおける大都市制度改革の現状と課題—都市州（ベルリン・ハンブルク・ブレーメン）と中心都市・周辺地域問題—」『平成25年度・比較地方自治研究会調査研究報告書』自治体国際化協会・比較地方自治研究会
- ・ 同上（2013）「ハンブルク市の大都市政策と都市内分権」『欧米諸国にみる大都市制度』（日本都市センター ブックレット、第4章）日本都市センター
- ・ 片木淳・藤井浩司編著（2012）『自治体経営学入門』一藝社
- ・ 片木 淳（2012）『日独比較研究 市町村合併 平成の大合併はなぜ進展したか？』早稲田大学学術叢書
- ・ 同上（2012）『Kommunale Gebietsreform und Dezentralisierung（自治体区域

改革と地方分権) (ドイツ語。2012年10月、ポツダム大学出版部

- ・ 同上 (2012) 「『大阪都構想』と大都市制度の改革」『公営企業』2012年5月号
- ・ 同上 (2012) 「ドイツにおける自治体区域改革—メクレンブルク・フォアポンメルン州を中心として—」『平成23年度比較地方自治研究会調査研究報告書』自治体国際化協会 (クレア)
- ・ 同上 (2008) 「『地方政府』再編と道州制」自治研究3月号
- ・ 森川 洋 (2008) 『行政地理学研究』古今書院
- ・ 今井 照 (2008) 『平成大合併の政治学』公人社
- ・ 町田 俊彦 編著 (2006年) 『平成大合併の財政学』公人社
- ・ 地方自治制度研究会 (2006) 『道州制ハンドブック』ぎょうせい
- ・ 蒼沼 栄一郎 (2005) 『村が消えた—平成大合併とは何だったのか』祥伝社新書
- ・ 田村 秀 (2004) 『道州制・連邦制—これまでの議論・これから展望』ぎょうせい
- ・ 佐々木信夫 (2004) 『地方は変われるか ポスト市町村合併』ちくま新書
- ・ 片木 淳 (2003) 『地方主権の国 ドイツ』ぎょうせい
- ・ 佐々木信夫 (2002) 『市町村合併』ちくま新書

<関連 URL>

- ・ 大阪府・大阪市特別区設置協議会
<http://www.pref.osaka.lg.jp/daitoshiseido/hoteikyo/>
- ・ 関西広域連合 <http://www.kouiki-kansai.jp/>
- ・ 北海道ホームページ (地方分権・道州制のページ (地域主権局))
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/cks/>
- ・ 総務省ホームページ (広域行政・市町村合併)
<http://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html>
- ・ 総務省ホームページ (地方財政制度)
<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html>
- ・ 全国知事会 <http://www.nga.gr.jp/>
- ・ 全国市長会 <http://www.mayors.or.jp/>
- ・ 全国町村会 <http://www.zck.or.jp/>

<成績評価方法と論文作成>

1. 成績評価方法

- ・ レポート 60%

「地域政府の再編」をめぐる論点について講義最終日にA4、5枚以内のレポートを

提出

- なお、その際、必ず、片木からのレポート受取のメールを確認すること。
- ・出欠、授業中の質問・意見発表・討論 40%

2. 期末課題レポートの評価方法とその基準

期末課題レポートの評価は、

- ① 主張したいことが明確であり、レポート全体を通じて一貫していること。
- ② 理由がきちんと述べられており、説得力があること。
- ③ 他人からの借り物でない、自分の考えがあること。発想が斬新であり、個性的であること。好奇心が旺盛であり、問題意識と意欲に溢れていること。
- ④ 授業をそれなりに咀嚼し、自らもさらに調査、研究を進めていることがうかがわれるのこと。
- ⑤ 授業の主題、テーマから、はずれていないこと。

等を判断基準として行う。

3. 期末課題レポートの作成方法

* レポートの作成は、できるだけ、

「公共経営大学院リサーチペーパー形式」

http://www.waseda.jp/fmse/gspm/assets/uploads/2014/05/20140414_RP_guide1.pdf
に準じて作成すること。

また、「研究倫理遵守マニュアル」

https://www.waseda.jp/fmse/gspm/assets/uploads/2014/05/201401_researchethics_guide.pdf

を参照し、盗用・剽窃を絶対行わないよう留意すること。

(参考1) レポート作成上の注意点

- 1 題名
- 2 所属、氏名
- 3 書き出し

1行空け、1字分空けて書き出す。

4 改行

1字分空けて書き出す。内容に応じて、適切な段落（改行から次の改行まで）とする。

5 数字、英字

原則、半角とする。

6 読点等

原則として、次のように用いる。

- ① 主語等を示す「は」のあとに打つ。（例）「わが国の状況は、以上のとおりであるが……」
- ② 接続詞、副詞のあとに打つ。（例）「しかし、その一方で……」
- ③ 名詞を並べるときに打つ。（例）「住所、氏名、年齢、電話番号」中黒（・）を使ってもよい。
- ④ 外国語の複合語、外国人名には中黒（・）を打つ。（例）「タウン・ミーティング」、「トニー・ブレア」
- ⑤ カッコ（「」「」）
 - * 「」は、引用文に使用する。語句を際立たせるときにも、使用してよい。
 - * 『』は、書籍の題名を記すときや「」の中でさらにカッコを使いたいとき用いる。

7 文章

「である」調で書く。「です」調と混用しない。

8 インターネット資料と新聞記事の引用

インターネット資料と新聞記事を引用する場合は、原則として、それぞれ、下記のように表示すること。

- * インターネット資料
「記事名」『ホームページ名』URL（閲覧日）
- * 新聞記事
「記事名」『新聞名』新聞社名、ページ数

(次回討論資料)

The Huffington Post UK 記事「スコットランド独立を問う住民投票、自治政府のスタージョン首相が2度目の実施を要求へ」(2017年3月14日)

The Huffington Post UK | 執筆者: Ned Simons

投稿日: 2017年03月14日 09時40分 JST

イギリス・スコットランド自治政府のニコラ・スタージョン首相は3月13日、イギリスからの独立を問う2度目の住民投票の実施を目指す方針を示し、「今回は勝つことを期待している」と述べた。

スタージョン氏は13日朝、エдинバラで演説し、住民投票の実施時期は2018年秋から19年春の間との見通しを示した。

スコットランド政府は、新たな住民投票を行うために、イギリスの下院と上院の承認、およびスコットランド議会の承認を得なければならない。スタージョン氏は来週にも、スコットランド議会に承認を求め、1998年スコットランド法第30条に則ってイギリス議会に住民投票実施を求める。

スタージョン氏は会見で、2016年6月23日にEU離脱(ブレグジット)を問う国民投票の結果、離脱が決定したことによって、2014年にスコットランドで住民投票を間もないにもかかわらず2度目の投票を行うことが正当化されるだけの「重大な変化や状況」があったと語った。

スコットランド国民党(SNP)党首を務めるスタージョン氏はまた、イギリスのテリザ・メイ首相が、EU離脱の戦略をめぐり「妥協」することはなかったと述べた。

メイ氏は、2度目の住民投票によって、スコットランドは「不確実性と分裂」の道をたどるだろうと批判した。

メイ氏の報道官は13日、EU離脱に向けた正式な手続きの開始を3月末と定めたと述べた。メイ氏は正式な離脱交渉を開始するため、離脱を規定したEU基本条約(リスボン条約)第50条を14日中に発動させる可能性がある。イギリス議会ではメイ氏に離脱通告の権限を与える法案が審議されており、上院が既に可決している法案の修正案が下院で否決され、原案に戻された形で上院で13日中に再可決される。こうしたイギリス議会の動きの最中、スタージョン氏の会見が急遽設定された。

スコットランドは、62%対38%でEU残留支持に投票したが、イギリス全体は離脱に投票した。

スタージョン首相は、「スコットランドの有権者にとっての選択肢は今や、いわゆる「ハードブレグジット(強硬的なEU離脱)か独立だ」と述べた。

「スコットランドが選択肢を持つのは正しいことです。スコットランドが支配権を持た

ない道を受け入れさせるのは間違っています」と、スタージョン氏は語った。

スタージョン氏は、イギリス議会が2度目の住民投票を阻止すれば、スコットランドには「怒りに満ちた反応」が起こるだろうと述べた。

スタージョン氏は、2014年とは異なり、スコットランドの有権者は独立支持に投票すると思うかと問われ、「はい、そう信じます」と答えた。

メイ氏は声明で、政治は、「ゲームではない」と言い、スタージョン氏を「私たちの国の将来を使って政治を弄んでいる」と批判した。

EU離脱の交渉を進める中で、私は、スコットランドの人々も含め、イギリス全体の国益となる協定の締結に向けて交渉したい。だからこそ、私たちは権限を委譲された政権と密接に協力しており、提案に耳を傾け、労働者の権利や犯罪やテロ防止する治安対策を保証するなど、さまざまな面で意見の一一致を見ました。

今日 SNP が示した視野の極めて狭い考え方は、極めて遺憾です。その考え方により、スコットランドはさらなる不確実性と分裂の道を歩み、莫大な不確実性が生み出されます。そして今こそ、スコットランドの人々は、その大多数の人々は、2度目の住民投票を望んでいないということを証明する時です。

(中略)

スタージョン首相は13日の演説で、「スコットランド政府の権限でこの決断を提案するのは、何の疑いもないことだ」と、次のように述べた。

スコットランド法第30条についてイギリス政府と交渉を始めるにあたり、来週スコットランド議会からの承認を求めるつもりです。この手続きを受ければ、スコットランド議会は独立を問う住民投票を認める法律が制定できます。

2014年、イギリス政府はスコットランドの独立を問う住民投票についてはっきりとした見解を示し、「スコットランドの住民によって、スコットランドで実施されるべきだと述べた。これは、今も尊重されるべき指針です。

実施のタイミングも含めた住民投票の細かな取り決めについては、スコットランド議会が決定権を持つべきです。

今よりもはっきりとした選択肢が出てきた際に、スコットランド住民が自らの将来を決定する権利行使できるのは重要ですが、手遅れになる前に我々の進むべき道を決めなくてはなりません。

決断が下される時までには、ブレグジットや我々が受ける影響についてはっきりとした情報が開示されるべきです。

スコットランドは極めて重要な岐路に立たされています。第 30 条の命令が実施される直前だというのに、イギリスにはこれから先の計画について全体的な合意がないだけでなく、イギリス政府側は妥協と合意を求める取り組みにまったくと言っていいほど着手していません。

妥協を探ろうとする我々のあらゆる取り組みは、強硬姿勢で閉ざされた大きな障壁にぶつかっています。

EU 単一市場へのイギリスの参入資格は、スコットランド政府や権限を委譲されたその他の政府との事前協議なしに剥奪され、今や我々が直面しているのはただのブレグジットではなく、ハードブレグジット（強硬的な離脱）なのです。

■ スコットランド独立問題とは

スコットランドでは 1989 年、高度な自治を求めて市民団体や政党が結集しスコットランド憲政協議会 (SCC) が結成された。SCC は 95 年に自治案を発表し、97 年に誕生した労働党のトニー・ブレア政権が承認した。97 年、住民投票でスコットランド議会の復活が決まり、99 年の議会選挙で、労働党のドナルド・デュワー氏が初代自治政府首相に選出された。

2011 年、独立推進派のスコットランド国民党 (SNP) が議会の過半数を占めると、12 年に自治政府のアレックス・サmond 首相がイギリスからの独立を問う住民投票を 14 年 9 月に実施すると発表し、イギリスのデービッド・キャメロン首相も同意した。

2014 年 9 月 18 日に実施された住民投票は登録有権者数 428 万 3392 万人で、うち投票率は 84.6% に達した。中央選管の発表で賛成 161 万 7989 票 (44.65%)、反対 200 万 1926 票 (55.25%) で、反対票が賛成票を約 38 万票上回った。

ハフィントンポスト UK 版より翻訳・加筆しました。

【出典 : The Huffington Post Japan HP 記事 (2017 年 03 月 16 日)